青環第１９３８号
平成２５年３月１３日

写

産業廃棄物処理業者各位

青森県環境生活部長
（公印省略）

産業廃棄物管理票の適正使用について（注意喚起）

産業廃棄物行政の推進につきましては、平素から御協力いただき感謝申し上げます。

さて、産業廃棄物管理票制度については、平成１０年１２月１日に導入され、その後も法改正等によりたびたび当該制度の強化が図られてきたところですが、近年、受託者である産業廃棄物処理業者が、管理票の交付義務に違反している委託者である排出事業者と共謀し、又は、強要され、産業廃棄物管理票の交付を受けずに産業廃棄物の処理を引き受ける事例が見受けられ、不適正処理につながるおそれがありました。このため、平成２３年４月１日施行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律において、産業廃棄物管理票を交付しなければならないこととされている場合において、産業廃棄物処理業者が産業廃棄物管理票の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けてはならないこととされました。

また、この規定を含め産業廃棄物管理票に係る規定に違反した場合には、最長９０日間の業務停止命令や６月以下の懲役又は５０万円以下の罰金など罰則の対象となります。

県では、今後とも、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の３等に係る法定受託事務に関する処理基準について（平成２３年３月１５日環廃産発第110310002号廃棄物・リサイクル対策部長通知）」において規定されている基準に基づき厳正に対処しますので、産業廃棄物処理業者各位におかれましては、処理基準の遵守は元より、産業廃棄物管理票に係る規定の遵守についても、遺漏なきようお願いします。併せて、各位の産業廃棄物の処理に関わる職員に対して、周知してくださるようお願いします。

なお、本通知は、平成２４年１２月３１日現在の許可取得時の住所あてに送付しております。